

総 合 評 価 〔 概 要 〕

<p>施策目標 (法案名)</p>	<p>施策目標 4 - 1 - 民間労働力需給調整システムを整備すること</p> <p>「職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律案」</p>
<p>1 評価テーマの設定</p>	
<p>評価の背景事情</p>	<p>〔 背景事情 〕</p> <p>厳しい雇用失業情勢、働き方の多様化等に対応するため、職業紹介事業や労働者派遣事業が労働力需給の迅速、円滑かつ確な結合を図ることができるよう、これらの事業に係る規制の見直し等所要の措置を講ずる必要がある。</p>
	<p>〔 契機等 〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正職業安定法（平成 1 1 年）附則第 9 条において、「政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新職業安定法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新職業安定法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされている。 ・ 改正労働者派遣法（平成 1 1 年）附則第 9 条において、「政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新労働者派遣法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新労働者派遣法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされている。 ・ 「規制改革推進 3 か年計画（改定）」（平成 1 4 年 3 月 2 9 日閣議決定）において、「職業紹介制度については、改正職業安定法施行 3 年後（平成 1 4 年 1 2 月）の見直し規定にかかわらず、調査検討を開始したが、学校等以外の者の行う無料職業紹介事業の許可制については、許可制を届出制に改め行為規制（事後規制）に徹することも視野に入れて検討を行い、可及的速やかに所要の法案を国会に提出する」、「労働者派遣制度については、派遣事業許可制度の在り方等を含めて、既に開始されている調査・検討結果を踏まえ、可及的速やかに所要の法案を国会に提出する」等とされている。 ・ 「規制改革推進 3 か年計画（再改定）」（平成 1 5 年 3 月 2 8 日閣

	<p>議決定)において、「職業紹介制度については、既に有料職業紹介・無料職業紹介の双方について制度全体の見直しに向けて検討が行われているところであるが、(中略)無料職業紹介事業の届出制の範囲の拡大について検討し、その結論を早急に取りまとめ、第156回国会に法案の提出等所要の措置を講ずる」、「労働者派遣制度については、昨今の雇用情勢の急速な変化を踏まえ、労働者の働き方の選択肢を広げ、雇用機会の拡大を図る等の目的から、派遣事業許可制度の在り方、派遣期間の延長又はその制限撤廃や「物の製造」の業務の派遣禁止の撤廃等を含めて、調査・検討結果を早急に取りまとめ、第156回国会に法案の提出等所要の措置を講ずる」等とされている。</p>
担 当 局 課	職業安定局民間需給調整課
2 評価の実施に当たっての設定条件、事前準備 情報・データの収集、測定・分析の実施方法等	
実 施 時 期 評 価 期 間	<p>労働政策審議会職業安定分科会民間労働力需給制度部会 (平成13年8月～平成15年2月) (建議 平成14年12月) (法律案要綱諮問及び答申 平成15年2月)</p>
評 価 対 象	<p>以下の2点を中心に評価を行うこととした。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職業紹介事業制度 2 労働者派遣事業制度
評 価 項 目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職業紹介事業や労働者派遣事業による労働力需給の迅速、円滑かつ的確な結合の促進 ・ 求職者の保護や派遣労働者の雇用の安定等
評価に際して収集した情報・データ及び各種の評価手法を用いてこれらについて行った分析・測定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成14年3月～4月に、労働政策審議会(民間労働力需給制度部会)において、以下の者からヒアリングを行い、制度見直しのための検討の材料とした。 <ul style="list-style-type: none"> 職業紹介事業者団体、職業紹介事業者 職業紹介事業に係る紹介先企業 職業紹介事業に係る求職者 無料職業紹介事業を行う労働組合等 労働者供給事業者等 ハローワークに係る紹介先企業 ハローワークに係る求職者 労働者派遣事業者団体及び派遣元事業主 派遣労働者 製造業の事業者 派遣先 派遣先の労働者

製造業の請負事業者団体、製造業の請負事業者
製造業の労働者
求人情報事業者団体

- ・ また、平成14年6月～7月に、現行制度の施行状況等を十分に把握するため、以下の者を対象とする実態調査を行い、同調査の結果を、労働政策審議会へ提出し、制度見直しのための検討の材料とした。

職業紹介事業者
求人企業
求職者
派遣元事業所
派遣先
派遣労働者
請負事業者
請負発注者
請負労働者（以上、有効回答計 5322 事業所、5116 人）

3 評価結果のとりまとめ

評価結果

1 職業紹介事業制度

許可・届出制関係

商工会議所、農協等の特別の法人がその構成員を対象として行う無料職業紹介事業について、届出による実施を可能とするのが適当である。

地方公共団体が住民福祉の増進、地域産業の振興等のための施策に附帯して行う無料職業紹介事業について、届出による実施を可能とするのが適当である。

有料、無料のいずれについても、職業紹介事業の許可の単位を、事業所単位から事業主単位とし、事業所の設置については、届出制とするのが適当である。

2 労働者派遣事業制度

派遣期間関係

労働者派遣事業制度の「臨時的・一時的な労働力の需給調整に関する対策」としての位置付け、及び、これに基づく派遣期間の一定の限定は、いわゆる長期雇用慣行の我が国における位置付けを踏まえると、今回の見直しにおいては、引き続き維持することが適当である。

しかしながら、常用雇用との調和を図りつつ、派遣労働者や派遣先のニーズに的確に応える観点から、現行の一律1年という制限については見直すこととし、3年までの期間で臨時的・一時的と判断できる期間については、派遣を受け入れることができることとするのが適

当である。

この場合、臨時的・一時的と判断できる期間は、派遣先の事業の状況等によって異なるものとみられることから、1年を超えても臨時的・一時的と考えられる期間であると判断できるかどうかは、個別事業所ごとに、派遣先の事業主が判断することとし、派遣先の事業主が当該事業所の労働者の過半数代表の意見を聴いた上で判断することが適当である。

派遣労働者の直接雇用の促進関係

派遣先が派遣期間の制限に違反する場合には、派遣元事業主は当該派遣先及び派遣労働者に対し派遣停止を通知することとし、派遣停止の通知を受けたにもかかわらず当該派遣労働者をなお就業させる派遣先は、当該派遣労働者に対し雇用契約の申込みをしなければならないこととすることが適当である。

3年を超えて同一業務に同一派遣労働者を受け入れている派遣先が、当該業務と同じ業務に従事させるため労働者を雇い入れようとするときは、当該派遣労働者に対し雇用契約の申込みをしなければならないこととすることが適当である。

適用対象業務関係

「物の製造」の業務については、適用対象業務とすることが適当である。

なお、「物の製造」の業務については、改正法施行から3年間は、派遣期間を1年に制限することが適当である。

許可制関係

一般労働者派遣事業の許可の単位については事業所単位から事業主単位とし、事業所の設置については、届出制とすることが適当である。

結果の取りまとめに当たって講じた措置

平成14年12月26日に労働政策審議会においてとりまとめられた厚生労働大臣あての建議をもとに、職業安定法及び労働者派遣法の改正法案要綱を策定し、平成15年2月13日に開催された労働政策審議会に諮問、同月21日に開催された労働政策審議会において「おおむね妥当」との答申を得た。

4 評価結果の公表

報告書等

「職業紹介事業制度、労働者派遣事業制度等の改正について」(労働政策審議会建議)(平成14年12月26日)

「職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の

	就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律案要綱」(諮問・答申)(諮問は平成 1 5 年 2 月 1 3 日、答申は平成 1 5 年 2 月 2 1 日)
5 評価結果を受けて講じようとする措置	
措置内容	厳しい雇用失業情勢、働き方の多様化等に対応するため、職業紹介事業や労働者派遣事業に係る規制の見直し等を内容とする「職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律案」を作成し、第 1 5 6 回通常国会に提出した。(要綱は別紙 1)
6 その他	
評価の実施体制	労働政策審議会職業安定分科会民間労働力需給制度部会(別紙 2 委員名簿)